

リチウムイオンバッテリー引取依頼システム利用規約

第1条(総則)

一般社団法人自動車再資源化協力機構(以下、「自再協」という)は、自動車等に搭載されたリチウムイオンバッテリーの廃棄を希望する事業者からのリチウムイオンバッテリーの引取りに関する業務の円滑かつ確実な実施を目的として、当該業務の実施に係る運用管理を行うために必要なリチウムイオンバッテリー引取依頼システム(以下、「本システム」という)を構築し、これを運営する。

2. 本利用規約は、自再協が提供する本システムを、事業者が利用する際の一切の行為について適用されるものとする。

3. 本システムの利用者は、次条第1項に基づいて本システムの利用登録の申込みを行うことにより、本利用規約の全ての記載内容について同意したものとみなされる

第2条(利用登録)

本システムの利用を希望する事業者は、本利用規約の全ての記載内容について同意した上で、本システム上の事業者登録画面にて、事業者名その他必要な事項(以下、「登録事項」という)を適正に入力して、利用登録の申込みを行うものとする。

2. 前項の利用登録の申込みに基づき、自再協は、登録事項等に不備がないことを確認の上、当該利用登録の申込みを行った事業者を本システムの利用を行うことができる事業者(以下、「排出事業者」という)として登録する。

第3条(登録事項の変更)

排出事業者は、前条に基づく本システムへの利用登録後、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに本システムに定める手順に従って変更の手続きを行うものとする。

第4条(利用登録の取消し)

排出事業者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は何らの催告を行うことなく、当該排出事業者の本システムへの登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 本利用規約の条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき
- (2) 登録事項等に虚偽があったとき
- (3) その他本システムの利用を継続しがたい重大な事由が生じたとき

第5条（利用の停止）

排出事業者は、本システムの利用の停止を希望する場合、速やかに自再協に通知するものとする。

第6条（排出事業者の義務）

排出事業者は、いかなる場合においても、自らのログイン ID 等について、第三者に対する譲渡、貸与その他の処分をしてはならない。

2. 自再協は、本システムの運営に支障を来すと合理的に判断した場合、排出事業者の承諾を得ることなく、本システムの運営を一時的に停止することができるものとする。

3. 排出事業者は、本システムの利用を通じて次の各号に掲げる行為を行わないものとする。また、自再協は排出事業者に対し、排出事業者の行為が次の各号に掲げる行為に該当するか否かに関する調査への協力を求めることができ、排出事業者はこれに協力するものとする。

- (1) 自再協の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- (2) 詐欺罪等の犯罪に該当する行為
- (3) 自再協又は第三者の情報を改ざん又は消去する行為
- (4) 第三者になりすまして本システムを利用する行為
- (5) 前各号のほか、法令、本利用規約若しくは公序良俗に違反する行為、本システムの運営を妨害する行為、自再協の信用を毀損し、若しくは自再協の財産を侵害する行為、又は第三者若しくは自再協に不利益を与える行為
- (6) 前各号の行為を助長する行為

第7条（個人情報取り扱い）

自再協は、本システムの運用にあたり、自再協が知り得た排出事業者の名称、所在地等の個人情報については、自再協ホームページ内「個人情報保護に関する基本方針」の記載内容に従って取り扱うものとする。

第8条（LiB 引取依頼手順書及びリチウムイオンバッテリー排出事業者用約款）

排出事業者は、自再協が運営する本システムを、本利用規約のほか、LiB 引取依頼手順書及びリチウムイオンバッテリー排出事業者用約款等の内容を確認し、本システムの仕組み、リスク等について十分に理解した上で利用するものとする。

制定 2018 年 8 月 1 日